



木曾町及び王滝村に災害救助法を適用しました

平成26年9月27日の御嶽山噴火により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、平成26年9月27日に木曾町及び王滝村に災害救助法を適用しました。

1 適用町村

木曾郡木曾町及び木曾郡王滝村

2 適用時期

平成26年(2014年)9月27日(土)

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

危機管理部 危機管理防災課
(課長)玉井裕司 (担当)筒井俊介
電話: 026-235-7184 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 5209
FAX : 026-233-4332
E-mail : bosai@pref.nagano.lg.jp